

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部改正について（通知）

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第268号）について、本日別添告示のとおり改正され、令和7年8月1日より施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第3項の規定において、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

総行安第46号
令和7年7月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部改正について（通知）

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第268号）について、本日別添告示のとおり改正され、令和7年8月1日より施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

○総務省告示第二百六十八号
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
総務大臣 村上誠一郎

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十八万六千五百円を超えるときは、十八万六千五百円）	同上	同上	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
随時介護を要する状態	二 略	略	同上	同上	同上
備考 表中の「」の記載は注記である。					

附 則

2 1
この告示は、令和七年八月一日から施行する。
この告示による改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。